

新消防庁舎等複合施設愛称募集 応募要項

令和7年6月2日より供用開始となります。消防本部、大山田分署、大山田地区市民センター、大山田まちづくり拠点施設、郵便局が入った複合施設、新消防庁舎等複合施設が、より多くの方に親しみをもって利用いただけるよう愛称を募集します。

(1) 応募資格 どなたでも応募可

(2) 応募作品の内容 **次の要件をすべて満たすものとします**

- ・施設のイメージを表現した、誰もがわかりやすく、親しみやすい愛称
- ・おおよそ4～5文字程度（表記の関係上）の作品（記号等も含む）
- ・施設全体で一つの愛称であること
- ・自作で未発表のもの
- ・市内の他の施設名称等として使用されていないこと
- ・他の著作物からの流用や模倣をしていないこと

(3) 応募方法

下記事項を市の応募フォームにより入力の上、応募してください。 ※一人1点限りとします

- ◆ 施設の愛称（フリガナ）
- ◆ 愛称の意味、考えた理由
- ◆ 氏名（フリガナ）、年齢、郵便番号、住所、電話番号

(4) 応募期間 令和7年 5 月 31 日（土）～6月30日（月）

(5) 選定方法及び結果公表

新消防庁舎等複合施設愛称選定委員会にて採用作品を（1点）選定します。

選定結果については採用作品の応募者に直接通知する他、市HP等で発表させていただきます。

(6) 表彰

採用された愛称の応募者へは、賞状を贈呈させていただきます。

(7) 個人情報の取扱い

・施設愛称の募集にあたり取得した応募者の個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び桑名市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適切に管理し、愛称募集の目的以外で使用することはありません。ただし、採用された愛称の応募者の氏名、年齢、表彰時の写真等を公表することがあります。また、報道機関へ受賞情報と併せて提供することがあります。

(8) 留意事項

- ・応募作品は、応募者自身が制作したもので、市内の他の施設名称等として使用されていないものであり、かつ、他の著作物等からの流用や模倣を行っていないものに限りします。
- ・施設愛称として採用された作品の一切の権利は、全て無償で市に譲渡するものとします。
- ・応募者は、施設愛称として採用された作品を使用した様々な活動に異議を申し立てないこととします。
- ・応募作品に対して補正や文言の追加を行った上で、採用する場合があります。
- ・応募者は、応募作品に関して著作権者の行使をしないものとします。
- ・応募に当たって不備のある作品は、審査及び選考の対象とはなりません。
- ・応募の未着や著作権等のトラブルについては、全て応募者の責任となります。
- ・選考結果の発表後であっても、虚偽の記載が判明した場合には、採用を取り消すことがあります。
- ・応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・採用作品の応募者が未成年の場合は、保護者と連絡調整をしたうえで、保護者の同意を得た場合に限り採用します。
- ・この要項に定めるもののほか、愛称選考に関する必要な事項を別途定める場合があります。
- ・作品の応募をもって、本要項に同意したものとみなします。

(9) 問い合わせ先

・桑名市 消防本部総務課 電話：0594-24-5273

※6月2日以降は電話：0594-86-7483

・地域コミュニティ課 電話：0594-24-1204

応募フォームはこちら



フォームの URL (インターネット)

<https://logoform.jp/form/XAEm/998983>